

【改訂版】石川県GAP基準文書
いしかわGAP（認証基準2024）

令和6年5月
石川県農林水産部

<本書の構成について>

国ガイドラインに準拠するよう農林水産省の審査を経て規定された規範項目です。

この項目を実施する必要性等を説明しています。

この項目が達成されているかどうかの判断基準です。

適合基準を満たすため、どんなことに取り組めばよいかの具体的な例示です。

	新	分類1	【規範項目】	【説明】	【適合基準】	【取組事例】
共通		1 管理全般	<p>●農場の基本情報(栽培品目名、ほ場(きのこ類の場合は、ほだ場。以下同様。)や施設の名称・所在地等)を明確にして、整理し、必要に応じて文書化している。</p>	<p>農場の生産工程を管理するための基礎情報として、ほ場や施設の所在地、面積等を記録した台帳を作成します。これにより、ほ場の取り違え等うっかりミスを防止するなど、安全で効率的な作業を行うことができます。</p> <p>また、ほ場の危険箇所を把握し、作業者が情報を共有することで、農作業事故を未然に防ぐこともできます。</p>	<p>①全てのほ場や施設の所在地、施設名称、面積、栽培品目等を管理台帳に記載し、保存している。</p> <p>②管理台帳や地図、図面に整理した情報は、文書化して事務所や作業場に掲示するなど、作業者全員で共有する。</p>	<p>○ほ場や施設は番号・名称等を付けて分かりやすく区別し、管理台帳や地図を作成する。</p> <p>○ほ場や施設等の危険箇所(傾斜や崖など農作業機械の出入りが困難な箇所など)や特徴、栽培管理の中で注意すべき事項等(農薬飛散の可能性など)を記載することが有効。</p> <p>○管理台帳や地図は、事務所や作業場に掲示し、作業者全員で情報の共有化を図る。</p>
		2 管理全般	<p>●組織体制を定めて、責任範囲及び責任者を決定し、周知している。</p>	<p>農産物を販売するためには、生産から販売に至る工程において、責任を明確にする必要があります。それぞれの責任者を決め、効率的な業務管理ができる組織体制をつくりましょう。</p>	<p>①下記の責任者が明確になっている経営の組織図を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農場 ・商品管理 ・施肥管理 ・農薬管理 <p>②経営者は農場内に上記組織図を整備し、関係者に周知する。</p>	<p>○責任者は兼任でもよい。</p> <p>○組織図を事務所や作業場に掲示している。</p>

【改定案】石川県版GAP

	新	分類1	分類2		【規範項目】	【説明】	【適合基準】	【取組事例】
共通		1 管理全般			●農場の基本情報(栽培品目名、ほ場(きのこ類の場合は、ほだ場。以下同様。))や施設の名称・所在地等を明確にして、整理し、必要に応じて文書化している。	農場の生産工程を管理するための基礎情報として、ほ場や施設の所在地、面積等を記録した台帳を作成します。これにより、ほ場の取り違え等うっかりミスを防止するなど、安全で効率的な作業を行うことができます。また、ほ場の危険箇所を把握し、作業者が情報を共有することで、農作業事故を未然に防ぐこともできます。	①全てのほ場や施設の所在地、施設名称、面積、栽培品目等を管理台帳に記載し、保存している。 ②管理台帳や地図、図面に整理した情報は、文書化して事務所や作業場に掲示するなど、作業者全員で共有する。	○ほ場や施設は番号・名称等を付けて分かりやすく区別し、管理台帳や地図を作成する。 ○ほ場や施設等の危険箇所(傾斜や崖など農作業機械の出入りが困難な箇所など)や特徴、栽培管理の中で注意すべき事項等(農薬飛散の可能性など)を記載することが有効。 ○管理台帳や地図は、事務所や作業場に掲示し、作業者全員で情報の共有を図る。
		2 管理全般			●組織体制を定めて、責任範囲及び責任者を決定し、周知している。	農産物を販売するためには、生産から販売に至る工程において、責任を明確にする必要があります。それぞれの責任者を決め、効率的な業務管理ができる組織体制をつくりましょう。	①下記の責任者が明確になっている経営の組織図を作成する。 ・農場 ・商品管理 ・施肥管理 ・農薬管理 ②経営者は農場内に上記組織図を整備し、関係者に周知する。	○責任者は兼任でもよい。 ○組織図を事務所や作業場に掲示している。
		3 管理全般			●各部門の責任者の能力を向上するための体制が整備されている。	責任者の能力向上のため、行政や関連事業者から最新の情報を入手させるなど、知識の向上・更新に努めましょう。	①行政や関連事業者等からの最新の情報とともに、責任者が外部の有識者に相談できる体制を整備している。	○責任者が、必要な資格の取得や各部門に関わる講習会に積極的に参加している。 ○責任者が、書籍、HP等から専門的な知識や最新の情報を取得している。 ○経営者は、責任者が責務を果たしているか定期的に確認している。
		4 管理全般			●農場経営に必要な「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「人権保護」、「農場経営管理」の継続的改善に関わる要求事項を明確にし、それに沿った農場運営の方針・目的を定め、周知している。	GAPはあくまでも「良い農場」にするための「やり方」を示したものです。どのような職場を「良い農場と考えるのか」をそれぞれの農場が明確化し、GAPに取り組む意義、目指す姿、そのために何をすべきかを考え、農場内に周知しましょう。	①農場経営に必要な食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の継続的改善に関わる要求事項を明確にしている。 ②要求事項に沿った方針を策定するとともに、周知を実施している。	○農場運営の方針・目的を定め、全従業員に周知する。
		5 管理全般			●本基準書に沿った農場の管理を実施するため、農場のルールを定め、そのルールに従い作業を実施・記録し、自己点検等を踏まえた見直しを行っている。	持続可能な農場運営のため、本基準書の項目を実践し、運営方針を実現するための組織体制、仕組みやルールづくりを行いましょう。	①本基準書に沿って農場のルールを定め、実施した作業の記録、自己点検、見直しを行っている。	○分かりやすい作業手順書を作成し、周知する。 ○農薬使用基準を遵守した農薬使用計画を策定する。 ○病原性微生物を付着させないための手洗い、増殖させないための冷蔵保管等を農場のルールとして定める。 ○廃棄物の種類を分け、種類ごとに適切な処分方法を確認し、ルール化する。 ○作業環境を整え、労働時間等を定める。 ○機械、設備の操作方法等を定める。 ○各業務の管理責任者を定め、報告体制を整備する。
		6 管理全般			●登録品種の種苗の適切な使用など知的財産の保護・活用を適切に実施している。	他者の知的財産を侵害することは、法令違反に当たり、他者にも自身にも大きな損害が発生します。また、自らの知的財産を守ることも大切です。	①登録品種などの他者の知的財産を侵害しないようにしている。 ②育成した品種、開発した技術、ブランド名等は、知的財産権を取得して保護し、活用している。	○「他にまねできない技術」や「自分で育成した品種」等がある場合、弁理士、弁護士に相談する。種苗登録であれば行政書士でも可。 ○ブランド名を表示する場合は、他者の商標を侵害していないか確認し商標登録を行う。
		7 管理全般			●農場の目標に基づいた生産計画を作成している。	農場の安定的な運営のためには、農場の目標に応じた生産計画を立てておくことが重要です。生産計画の策定により、計画的な機械・施設の導入や資材等の調達が可能になり、目標に対する達成度の評価にも役立ちます。	①生産計画を立て、文書化している。	○収穫までの作業を組み込んだ生産計画表を作成する。

新	分類1	分類2	【規範項目】	【説明】	【適合基準】	【取組事例】
	8	管理全般	●実施した農作業を記録し、次の計画作成に活用している。	農作業の記録は、問題発生時にこれまでの作業が適切だったのか確認する基礎資料となります。生産計画の策定と併せて、定期的な見直しを行い生産性の向上、効率的な投資など、より良い農場運営を目指します。	①実施した農作業を記録し、文書化している。	○いつ、どこで、誰が、何を行ったか、作業者ごとに作業日誌を付ける。 ○栽培記録として生産の履歴を残す。 ○記録が付けられているか、定期的に確認する。 ○計画と実績を比較することにより、改善点を見出し、次の生産計画の基礎資料として活用する。
	9	管理全般	●農場の管理を実証するために必要な記録の内容とその保管期間を特定し、記録を作成・保存している。	農場での活動や作業、使用した資材等の記録は、自らの行動の確認、管理方法の見直し等に活用するほか、取引先等、他者に提示するためにも活用できます。	①農場の管理に関する記録について、それぞれの保管期間を定め、農場内に周知している。	○記録は紛失や損傷しないように保管する。 ○必要な時にすぐに取り出せるようにラベル等で識別する。 ○電子媒体の場合は、年度ごとにフォルダを作るなど上書きに注意する。 ○記録すべき事項を決め、リスト化する。
	10	管理全般	●出荷する商品の表示の管理及び収穫記録と結びついた農産物の出荷記録、それ以外の農場の管理等に関する記録を作成・保存している。	農産物の栽培の記録と収穫、出荷を日付やほ場名、品種名等で紐づけ、付帯する衛生管理の記録とも関連づけることができれば、出荷した農産物の詳細な履歴を辿ることができるようになります。	①出荷する商品、送り状、納品書等に必要な表示を行っている。 ②出荷した商品の栽培履歴や収穫日が分かる記録を保管している。	○出荷する商品には、農場名、名称、原産地を表示している。 ○出荷、収穫の履歴として、下記を記録している。 ・出荷先・販売先 ・品名 ・収穫日、出荷日 ・収穫数量、出荷数量 ・収穫したほ場 ・収穫ロットまたは収穫ロットと結びついている保管ロット ○トレーサビリティが確保されているか、日常的に点検する。
	11	管理全般	●農場のルールに基づく管理を遵守することについて外部委託先と合意している。	農場ではGAPをしっかり行っていたとしても、外部委託した工程の衛生管理が不十分では、食品安全を確保することはできません。外部委託先に対しても、GAPの適合基準に基づく管理を行ってもらうことが必要です。	①工程管理を確保するための農場のルールに基づく管理を遵守することについて外部委託先と合意している。	○委託する工程を明示し、衛生管理（食品安全の確保）の手順を遵守する合意を得る。
	12	管理全般	●資材等の供給者及び検査機関を含むサービス提供者は信頼できる業者に依頼している。	農場は単独で生産工程を管理しているわけではなく、外部事業者が提供するサービスや資材等を利用して農産物の生産にあっています。	①食品安全を確保するための資材等の供給者及び検査機関を含むサービス提供者の評価及び選定に係る方法を定めて実施している。	○外部の検査分析機関については、厚生労働省の登録検査機関や試験所認定の国際規格であるISO/IEC 17025 の認定を受けた信頼できる機関を利用する。 ○資材やエネルギー等の取引先に関しては、行政からの情報、周辺農業者、同業者からの評価等を参考に、信頼できる業者を選定し、選定した業者に問題が発生していないか継続的に情報を収集、評価する。
	13	管理全般	●クレーム及び内部で発覚したリスク要因への対応手順を定め、実施し、記録を作成・保存している。	クレームが発生した際、迅速に対応できるよう、クレームの受付から、原因の調査、事後対策を決めるための手順を明確にしておきましょう。	①クレーム及び内部で発覚したリスク要因への対応手順を定め、実施し、記録を作成・保存している。	○農場のルール違反を発見、指摘された場合の処置を明確にする。
	14	管理全般	●事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策を実施している。	近年、自然災害等が多発しており、こうした災害等が発生した場合でも、企業や組織にとって損害を最小限に抑え、事業の継続や早期復旧を図ることは非常に重要です。	①事故や災害等に備えた対策を実施している。	○収入保険に加入する。 ○各種の農業保険を活用し、事故や災害等に備える。 ○「自然災害等リスクに備えるためのチェックリスト」を活用するなどして、リスクマネジメントの実施や事業継続計画（BCP）の策定を行う。 ○他の従業員が業務できるよう、普段から業務のシェアを実施する。
	15	管理全般	●作業者が必要な力量を身に付けるため、教育訓練を実施している。	関係者全員が、ルール（手順）に従って作業を進めることにより、農産物の食品安全や農場の労働安全などが確保されます。	①作業者が必要な力量を身に付けるため、教育訓練を実施している。	○作業者への教育、訓練の計画を立案し、実施する。 ○食品安全を理解した者により、作業者に衛生管理の教育を実施する。 ○機械操作に熟練し、安全な操作を理解した者により、作業者への労働・安全の訓練を実施する。

新	分類1	分類2	【規範項目】	【説明】	【適合基準】	【取組事例】
	16 管理全般		●食品安全・衛生管理・労働安全・環境への配慮に関する入場時のルールを定めて、農場入場者(訪問者を含む)に対して周知し、実施させている。	農産物の安全を脅かす汚染、環境の破壊、労働災害が発生すると、農場自体の経営の存続が危ぶまれます。汚染や事故は、農場内の作業員だけでなく、外部からの訪問者に起因することもあるので、農場内への入場時のルールを定めま	①農場への入場時のルールを定めて、農場入場者に対して周知している。	○下記の取組について、農場内のルールを定め、作業員・入場者へ周知し、遵守させる。(周知方法は、農場入口への掲示、入場時の口頭注意など) ①作業着、帽子、マスク、靴、手袋等の装着品、身の回り品の取扱い ②手洗いの手順、消毒、爪の手入れ ③喫煙、飲食、痰や唾の処理及び咳やくしゃみ等の個人の行動 ④トイレの利用 ⑤農産物や農産物が触れる器具、容器等への接触 ○その他、訪問者に対して、立入禁止箇所、機械・器具や資材に触れない、農場関係者の指示に従うこと等を明確にし、禁止行為を徹底する。
	17 管理全般		●計量機器の点検・校正を実施し、記録している。	計量機器や水分計、温度計、金属探知機などは正確に計量・測定できなければなりません。量目不足を防ぐためには、定期的な校正を行うとともに、計量機器等を適切に設置・保管する必要があります。	①計量機器等は定期的に点検・校正を実施し、その結果を記録している。	○計量機器等の定期検査を実施し、電池交換が必要かどうかなどを確認する。 ○誤って他の用途に使用することがないよう、「農業用」等の識別をする。
	18 管理全般		●農薬や肥料の使用状況をきちんと記録し、保存している。	農薬使用記録は、事故が発生した際の原因調査等に必要だけでなく、栽培工程の見直し、防除方法や効果の検証などにも活用できる重要な記録です。	①農薬や肥料の使用状況を随時記録し、保存している。	○農薬を使用した場合は、台帳等に以下の項目を記入し、必要に応じて利用できるようにしておく。 ・使用年月日 ・作業員名 ・場所 ・作物名等 ・農薬名 ・散布面積 ・使用量または希釈倍数 ○肥料を施用した場合は、台帳等に以下の項目を記入し、必要に応じて利用できるようにしておく。 ・施用年月日 ・作業員名 ・場所 ・作物名等 ・肥料の種類、名称 ・施用面積 ・施用量 ○記録を複数の媒体で保管し、紛失、消去のリスクを回避する。
	19 管理全般		●経営改善のために、農薬や肥料の在庫を把握している。	農薬や肥料は、まとめて購入し、計画的に使用することによって仕入れコストが低下します。また、在庫管理台帳等を作成し、正確に在庫量を把握することによって、過剰な在庫や農薬の期限切れなどの無駄をなくします。	①農薬や肥料等の在庫は、管理台帳等に整理して正確に把握している。	○農薬や肥料の在庫について台帳等を作成し、保有している農薬や肥料の在庫を把握する。
	20 管理全般	食品安全	●ほ場や施設から通える場所に清潔な手洗い設備やトイレ設備を確保し、適切な備品等を準備するとともに、正しい手洗い方法について作業員に周知するなど、衛生管理を実施している。	農業は食品産業です。農産物が原因となった食中毒事件も発生していることから、衛生管理の徹底が求められています。手を洗う場所をしっかりと確保し、必要に応じて手洗いの徹底を習慣づけることは衛生管理の第一歩です。	①ほ場や施設から通える場所に適切な備品が準備された清潔な手洗い設備やトイレ設備が確保されている。	○作業場の近くに手洗い施設、設備を設置する。 ○石鹸やペーパータオル等、施設、設備の設置場所や環境要件に合わせた手洗い用備品を準備する。
	21 管理全般	食品安全	●喫煙、飲食は指定された場所で行い、農場内の農産物に共通する工程の確認等により、異物混入やアレルギーと農産物の交差汚染の防止を実施している。	異物混入や食品安全上の事故を防ぐとともに労働者の健康確保のため、喫煙や飲食する場所を限定し、責任者を決めて場所を管理します。	①喫煙や飲食は作業場から隔離された場所で行っている。	○喫煙や飲食を行う場所は作業場から離れた場所に設置する。 ○飲食した後は、手を洗い、衣服を着替える。ローラーがけや、よく叩くなどして、喫食したアレルギー物質を作業場に持ち込まないよう措置を講じる。 ○作業台等にアレルギーの農産物や有害生物による汚染が発生しないよう、使用後は、清掃し、使用しない場合はシートを掛ける等の汚染防止対策を実施する。

新	分類1	分類2	【規範項目】	【説明】	【適合基準】	【取組事例】
	22 食品安全		●食品安全に関する危害要因についてリスク評価を行い、リスクが高いと評価した事項について、リスクを防止低減するための対策を農場のルールとして設定し、実施するとともに、検証、見直しを行っている。	安全な農産物を提供することは農場の責務です。食品事故の発生を未然に防ぐため、農産物の安全性を脅かす危害要因を洗い出し、消費者に健康被害が発生しないように管理します。	①リスク評価表における食品安全の項目について、年に1回以上リスク評価を実施している。 ②リスク評価の結果を検証し、それぞれに応じた対策を実施している。	○間接的に農産物を汚染する可能性があるものを含めて施設起因の危害要因を抽出する。 ○作業員が農産物に触れる可能性がある工程を特定する。 ○農産物に触れる作業員に、手洗い、手袋着用、アルコール消毒など品目に合わせた衛生対策を徹底する。
	23 食品安全		●ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの危害要因による土壌の汚染及びそれ由来する農産物の汚染の可能性について、リスク評価を行い、評価結果に基づく対策を実施している。	・土壌は水と並んで栽培工程における重要な資源です。 ・一方で、土壌を通じた食品安全上の危害要因による農産物の汚染も考えられるため、土壌の汚染とそれ由来する農産物の汚染の可能性を評価して必要に応じた対策を講じます。	①リスク評価表における土壌汚染に関する項目について、年に1回以上リスク評価を実施している。 ②リスク評価の結果を検証し、それぞれに応じた対策を実施している。	○周辺環境を確認し、汚染源となる施設等を把握する。 ○前作に使用した農薬の適用、収穫前日数等を把握するとともに、農薬の特性(土壌への残留等)を考慮した作付け計画を立てる。
	24 食品安全		●農産物を適切に保管・貯蔵し、調製・出荷作業場、保管・貯蔵施設などの全ての農産物取扱施設における衛生管理を実施している。	農産物を衛生的に保つためには、作業員に由来する汚染だけでなく、農場内に存在する施設、設備、器具等に由来する汚染も防がなければなりません。農産物の保管、貯蔵、出荷作業をする場所に一定期間、農産物を置いておくことになるので、施設自体の衛生管理に気を付けます。	①農産物の調製・出荷・保管・貯蔵に関わる施設の衛生管理を徹底し、適切な環境で保管、貯蔵している。	○農産物に適した温度と湿度が保たれている。 ○天井、壁等に結露した水滴が農産物に付着しないようになっている。 ○農産物の日持ちを考慮し、先入れ先出しなど適切な順番で取り扱う。
	25 食品安全		●農産物の取扱施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃等の適切な管理に加え、有害生物の侵入・発生防止対策、異物、有毒植物等の混入防止対策を実施している。	農産物取扱施設・設備に侵入、発生する有害生物には、昆虫やクモ等の節足動物などの虫類、ネズミやハクビシン、アライグマなどの小動物、ハトやカラスなどの鳥類、カビが挙げられます。これらの有害生物による食害、糞便等による病原性微生物の汚染、カビの発生によるカビ毒汚染等が生じれば、消費者に健康被害を及ぼす可能性があります。	①農産物の取扱施設・設備の衛生管理を徹底し、有害生物等の侵入・発生防止対策を実施している。	○どのような有害生物が侵入、発生しているか、発生源や侵入経路を調査し、発生源の除去、進入路の閉鎖などの対策を講じる。 ○有害生物の侵入や発生が確認された場合には、農産物の汚染を防止する方法で駆除する他、農産物に汚染が生じていないかどうか、必要に応じて検査する。
	26 食品安全		●栽培・収穫・調製・運搬に使用する器具・包装容器等や掃除道具及び洗浄剤・消毒剤・機械油等の安全性を確認するとともに、適切な保管、取扱い、洗浄等を実施している。	農産物に使用する農薬や肥料、基礎となる土や水の安全性を確保し、携わる作業員の衛生を徹底しても、農産物が接触する可能性のある資材が、食品に適さないものであった場合や衛生管理に問題があった場合には、農産物の汚染事故の原因となってしまいます。	①農産物が接触する可能性のある資材の安全性を確認し、適切に保管、取扱い、洗浄等を実施している。	○農産物に直接接触する可能性がある機械、運搬車両、容器類の材質等が安全性を有しているのかを確認する。 ○機械や器具の洗浄に使用する洗剤、潤滑油等についても、安全性に問題がないものを選定して使用する。 ○梱包の際に封入する緩衝材、フィルム、結束テープ、新聞紙等については、材質に問題がないかを確認する。
	27 食品安全		●使用する水の水源を確認し、水に含まれる危害要因による農産物の安全性に関する評価と、評価結果に基づく対策を実施している。	農産物にとって、水は生育に大きな影響を及ぼします。栽培中に使用する水の汚染は生育不良や農産物の汚染の原因に、収穫後に使用する水の汚染は消費者の健康被害に直接つながる可能性があります。	①使用する水の水源を確認し、汚染リスクに応じた対策を実施している。	○使用前に水の濁りや異臭がないことを確認する。 ○水源を確認し、水道水以外の場合は水質検査を行う。
	28 食品安全		●信頼できる供給元からの適正な手段による種苗の入手、育苗の管理及び種苗の調達に関する記録を保管している。	農業における健全な種苗(種子、苗、種菌)の入手、育成は経営上、重要な工程です。種苗の入手・育苗を管理、記録し、見直せるようにすることが大切です。	①種苗は信頼できる業者等から入手し、育苗の管理及び調達に関する記録を保管している。	○種苗の入手・育苗を管理、記録し、見直せるようにする。

新	分類1	分類2	【規範項目】	【説明】	【適合基準】	【取組事例】
	29 食品安全		●使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐ農薬使用計画を策定し、適正に農薬を使用するとともに、使用前にラベルの注意事項等の再確認を実施している。	農薬を使用する際には、「農薬取締法」に基づく登録を受けたもの、かつ、有効期限内のものを使用する必要があります。農薬ラベルに記載されている適用作物、使用回数、使用量、希釈倍率、収穫前日数、使用上の注意事項や被害防止方法を必ず確認しましょう。	①農薬使用計画を策定し、適正に農薬を使用するとともに、使用前に注意事項等を再確認している。	○農場で使用する予定の農薬のリストを作成する。 ○農薬の使用の都度、容器又は包装にあるラベルの表示内容を確認する。 ○使用前に最終有効年月を確認する。
	30 食品安全		●農薬管理の責任者は、適正使用の指示と検証を行っている。	農薬を管理する責任者を決め、防除を一元的に管理、指示する体制を整え、農薬散布の重複や散布漏れ、間違った農薬の散布などを防ぎましょう。加えて、実践してきた工程管理に漏れがないか、間違いはないかを検証することにより、そのリスクをさらに下げることができます。	①農薬を管理する責任者による農薬適正使用の指示と検証が行われている。	○責任者が、出荷の前に農薬使用の記録を確認し、間違った使用がないか在庫記録と照合し、使用量に誤りがないかを調べる。 ○責任者が散布する農薬名、希釈倍数、散布量、対象ほ場、対象品目等を記載した農薬散布指示書を作成し、作業者がその指示にしたがって作業を確実に行う。
	31 食品安全		●隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響を回避できるよう対策している。	農場や栽培する農産物が、周辺ほ場からの農薬ドリフトの影響があるかどうかについて調べます。	①隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響について把握し、適切な方法で対策を実施している。	○周辺ほ場の農薬使用者とコミュニケーションをとる。 ○緩衝地帯や防風ネットの設置、風よけとなる緑肥の栽培によりドリフトを回避する。
	32 労働安全		●労働安全に関するリスク評価を行い、リスクが高いと評価した事項についてリスクを低減・排除するための対策を農場のルールとして設定し、実施するとともに、検証、見直しを行っている。	農作業事故の発生を防ぐためには、危害要因(場所・作業・もの・状態)や危害の程度を把握し、改善策を講じることが重要です。日頃から作業手順、作業環境等についてチェックを行い、作業方法の見直しや危険箇所の明示又は改善を行っていく必要があります。	①リスク評価表における労働安全の項目について、年に1回以上リスク評価を実施している。 ②リスク評価の結果を検証し、それぞれに応じた対策を実施している。	○作業手順、作業環境や危険箇所についてチェックを行い、作業方法の見直しや作業現場の改善、危険箇所の表示等について関係者で情報を共有する。 ○危険性の高い作業を行う場合は、作業者の負担軽減や危険な状況を知らせる補助者を配置する等、一人で作業を行わないようにする。 ○やむを得ず一人で作業を行う場合には、作業内容や作業場所を家族等に伝える。携帯電話を必ず所持する等、事故が発生した際の早期発見のために必要な措置を行う。
	33 労働安全		●安全に作業を行うための服装や保護具の着用・管理を実施している。	作業に適した服装や保護具の適切な着用は、作業事故から従事者の身を守るために不可欠です。適切な保護具・服装を着用していないことが、作業事故の原因となり、怪我や障害の程度を悪化させることがあります。	①安全に作業を行うための服装や保護具を着用し、適切に管理を行っている。	○転倒、転落、落下物等の危険性がある場所での作業や、道路走行時はヘルメットを着用する。 ○機械の使用に際しては、回転部に頭髮や衣類等が巻き込まれないよう、髪の毛をまとめる、帽子をかぶる、袖口をしっかり締めるなど、髪型・服装に注意を払う。 ○防除作業時は、作業衣、マスク等を着用し、使用後は清潔な状態で保管する。 ○刈払機を使用する際は、フェイスガードやエプロン、安全靴、防振手袋などを着用する。 ○夜間に作業を行う場合は、ヘルメットや作業服に反射テープを貼付し、目立つ服装とする。
	34 労働安全		●清潔な水・救急箱の用意、連絡方法などを含めた事故対応手順を定めて、農作業従事者等に周知している。	どんなに事故の防止対策を未然に講じても、完全に防げるわけではありません。前もって想定される事故への対応手順や連絡網を定め、農場内に周知し、慌てずに対処できるようにしましょう。	①清潔な水・救急箱の用意、連絡方法などを含めた事故対応手順を定めて、農作業従事者等に周知している。	○事故発生時の対応手順、連絡先、連絡方法を定めておく。 ○事故発生時にすぐに対応できるよう、連絡先リストを乗用管理機やトラック等に掲示する。 ○傷口や目、口を洗い流すために十分な量の清潔な水を用意する。 ○救急箱には消毒液と絆創膏、止血用の清潔なタオルを用意し、作業場や農作業に行くための車両等に装備する。 ※連絡先リストに記載する連絡先としては、警察、消防、病院(診療科別、夜間・休日)、JA、農林総合事務所、出荷先、農機具販売店等が想定される。
	35 労働安全		●機械、装置、器具等は、使用説明書をよく読み、内容を理解してから適切に使用している。	農業用機械や器具等を正しく扱うことは、農作業安全の重要なポイントです。取扱説明書をよく読み、使用方法を習熟し、点検・整備の上、適切に使用します。また、必要に応じていつでも説明書を取り出せるよう保管します。	①機械・器具類の使用にあたっては、使用方法の習熟や点検・整備を怠らない。 ②取扱説明書はよく読み、きちんと保存している。	○取扱説明書を熟読し、いつでも目を通せるように大切に保管しておく。 ○使用前点検や使用後の整備及び適切な保管管理を徹底する。 ○使用説明書がない場合は、販売代理店、メーカーホームページもしくはその機械の作業に熟練した者等から情報を入手する。

新	分類1	分類2	【規範項目】	【説明】	【適合基準】	【取組事例】
	36 労働安全		●農薬の容器等の表示内容を確認し、表示に基づく安全な作業を行うための装備を整え、調製、防除、片付け作業を行っている。	農薬によっては、散布液を吸引したり、皮膚に付着したりすると健康被害が発生する場合があります。農薬容器等の表示内容をよく確認し、安全に作業を行うための服装やマスク、ゴーグル等の保護具を着用して防除作業を行います。	①農薬の準備、調製作業時にラベルの表示内容を確認し、相応しい装備を着用して調製、防除、片付け作業を行っている。	○農薬のラベルに指定された使用方法を守り、マスク、ゴーグル、不透性衣類、長靴、手袋等を確実に着用する。
	37 労働安全		●農薬の防除衣、保護装備等は適切に洗浄、乾燥し、他への汚染がないように保管している。	農薬散布に使用した防除衣や保護具を、一般の衣類等と一緒に洗濯した場合は、農薬成分が付着する可能性があるため、分けて洗濯します。	①農薬散布に利用した防除衣や保護具は、使用後、適切に洗浄、乾燥し、清潔な状態で保管している。	○一般の洗濯物と分けて防除衣を洗濯する。 ○農薬保管庫に防除衣、保護具を保管しない。 ○防除衣、保護具の保管場所に農産物を持ち込まない。 ○防除後の後片付けの手順を定め、明示する。
	38 労働安全	人権保護	●適切に実施しなければ危険を伴う機械作業、高所作業又は農薬散布作業等従事者に対し、必要な能力及び資格を得るための訓練を実施している。	農場内の作業において、公的な資格の取得や講習の受講が必要な場合には、有資格者が作業を行うとともに、従業員の資格取得を推進します。	①資格が必要な作業は有資格者に限定し、無資格者の資格取得を積極的に推進している。	○機械作業や化学物質等を取り扱う場合は、必要な資格を有する者以外は絶対に作業を行わない。 ○従業員を雇っている場合は、資格(免許)の有無及び更新日等を把握しておく。 ○危険な作業を行う場合は単独での作業をできる限り避ける。 ○熟練者であっても、体調不良等が認められる場合には、危険な作業を行わせない。
	39 環境保全		●環境に負荷を与える要因を特定してリスク評価を行い、リスクが高いと評価した事項について、リスクを低減・排除するための対策を農場のルールとして設定し、実施するとともに、検証、見直しを行っている。	農業は地域の自然環境を活用して行う産業です。環境を汚染してしまうと安全な土や水を確保することができなくなる恐れがあり、持続的な農業経営が困難になりかねません。	①リスク評価表における環境保全の項目について、年に1回以上リスク評価を実施している。 ②リスク評価の結果を検証し、それぞれに応じた対策を実施している。	○農場の基本情報を確認し、周辺の環境や使用する資源を把握する。 ○リスク評価に基づき、対策(農場のルール)を設定し、実施する。 ○土壌診断を実施し、診断結果に基づいた施肥設計を行うことで、過剰施肥を防止する。 ○劣化した肥料袋など、プラスチック類の放置、野焼きを行わない。
	40 環境保全		●堆肥、わらや緑肥といった有機物の活用による土づくり等を通じた適正な土壌管理を実施している。	堆肥や緑肥といった有機物をほ場にすき込むことは、地力の維持・増進に効果的であり、持続可能な農業を実践するためには、適正な土壌管理が不可欠です。	①有機物を施用するなど、積極的な土づくりを行い、適正な土壌管理に努めている。	○堆肥や緑肥などの有機物を施用することで土づくりを行う。 ○目的に応じた適切な土壌改良資材を施用する。 ○堆肥の施用量は、JA等の栽培暦や施肥基準等を参考に決定する。
	41 環境保全		●作物の残さは、堆肥化してほ場に還元するなどして有効活用し、廃棄物の削減に努めている。	・作物残さは、利用しない場合は廃棄物になりますが、堆肥化等によって安全性を確保した上で、ほ場に還元すれば有機質資源として有効活用できます。	①作物残さを土づくりに利用するなどして、リサイクルを実施している。	○野菜くず等の作物残さは堆肥化しほ場に還元する。 ○ほ場還元が好ましくない作物残さ等は、バイオマスや他の作物への利用等により有効活用する。
	42 環境保全		●雨や風で表土が失われやすいほ場で侵食を防ぐ対策をとっている。	作土層の維持は作物を健全に生育させるために重要です。雨や風で表土が失われやすいほ場では、侵食を軽減する取組が必要です。	①土壌の侵食を受けやすいほ場では、侵食を軽減する取組を実施している。	○作付のない時には地表面が裸にならないよう、植物で覆う(被覆作物の栽培)。 ○堆肥の施用等によって土壌の透水性を確保し、表土の流亡を防止する。 ○ほ場とほ場の間に、防風垣を設置し飛砂を防止する。
	43 環境保全		●ほ場及び農産物取扱施設で発生した排水(排水中の栄養成分を含む)やそれに含まれる植物残さ、廃棄物等を適切に管理している。	農場から出る排水は、水質によっては環境汚染の原因や、自らの生産工程で使用する水の汚染につながる場合があります。まずは自らの農場からどのような排水が出ているかを把握します。	①排水経路を把握し、水源に流れ込まないよう対策を実施するとともに、残さを定期的に除去している。	○洗浄水の排水経路を確認し、水源に流れ込まないよう排水樹、沈殿槽を設置する。 ○洗浄水が河川に流れ込まない場所に洗浄場所を変更する。 ○泥や農産物の残さは、定期的に除去し、排水路が詰まったり、溢れ出したりしないように管理する。
	44 環境保全		●周辺住民等に対する騒音・振動・悪臭・煙・埃・有害物質の飛散・流出等の配慮と対策を実施している。	農場を継続的に運営していくためには、周辺の方々の理解が必要です。住民と良好な関係を維持できれば生産活動への協力も得られます。迷惑をかけていないか、情報を把握するために積極的にコミュニケーションをとりましょう。	①周辺住民等に対する騒音・振動・悪臭・煙・埃・有害物質の飛散・流出等の配慮と対策を実施している。	○時間帯や風向き等に注意して作業を行う。 ○廃棄物が飛散しないようにネットやカバー等を展張する。 ○道路に落とした泥は直ちに撤去する。

新	分類1	分類2	【規範項目】	【説明】	【適合基準】	【取組事例】
	45	環境保全	●ほ場等への鳥獣の接近を制限する取組等による生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策を実施している。	近年、鳥獣による農作物等への被害は深刻な状況にあり、生物多様性に配慮した鳥獣害防止対策に努めることが大切です。	①鳥獣を引き寄せないように、作物残さ等は管理された場所に保管している。	○食品残さの管理の徹底、放任果樹の除去等、鳥獣を引き寄せない取組を実施する。 ○作物残さ等をほ場に還元する場合、深くすき込むなどの対応に努める。 ○遊休地の草刈等を行って見通しを良くし、鳥獣のほ場への接近を防ぐ。 ○法令を遵守し、有資格者による適切な駆除を行う。
	46	環境保全	●温室効果ガスの発生抑制や省エネルギーに取り組んでいる。	農業生産活動といえども、化石燃料や電力を消費すれば温室効果ガスである二酸化炭素が発生します。農場でのエネルギーの使用量を把握し、節減に努めることが重要です。	①温室効果ガスの発生抑制や省エネルギーにつながる取組を実施している。	○不必要な照明を消灯するなどして、電力の消費を極力抑えるように心がける。 ○農業機械・車両は適切な走行速度やエンジン回転数での作業を実施している。 ○機械類等を導入する際は、エネルギー効率の良い機種を選ぶ。 ○施設・機械・器具は適切に点検・整備・補修を行う。
	47	環境保全	●病害虫・雑草が発生しにくい生産環境を整備している(IPMIにおける「予防」の取組)。	IPMとは、Integrated Pest Managementの略称であり、「総合的病害虫・雑草管理」などと訳します。化学農薬の使用量を必要最低限に抑えつつ、生物的、耕種的、物理的な防除を組み合わせ、経済的な被害が生じるレベル以下に病害虫・雑草の発生を抑制する方法です。	①病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を実施している。	○健全な種苗を使用している。 ○病害虫の発生源(作物残渣、周辺雑草、寄主植物等)を除去している。 ○抵抗性品種を導入する。
	48	環境保全	●病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除要否及びタイミングを判断している(IPMIにおける「判断」の取組)。	IPMでは、病害虫・雑草の発生状況等を把握した上で防除要否及びタイミングを判断します。	①発生予察情報の活用やほ場観察により病害虫・雑草の発生状況に応じて防除要否及びタイミングを判断している。	○都道府県や国、民間団体の発生予察情報(発生予報、注意報、警報等)を活用する。 ○ほ場やほ場周辺における病害虫・雑草や天敵の発生状況を観察する。
	49	環境保全	●多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除に取り組んでいる(IPMIにおける「防除」の取組)。	IPMでは、化学的防除だけでなく「物理的防除」「生物的防除」など多様な防除方法を組み合わせ、防除を行います。また、化学農薬の使用においては、可能な範囲で環境負荷の低減にも資する農薬の種類を選定して防除に取り組みます。	①化学的防除だけでなく、生物的防除、物理的防除などの多様な手法を組み合わせた防除を行っている。	○粘着シート、防虫ネット等を利用している(物理的防除)。 ○天敵、微生物農薬等を活用している(生物的防除)。 ○環境負荷低減の観点から、リスクの高い農薬からリスクの低い農薬への転換を実施している。 ○同一系統薬剤の連続使用を避けた防除体系を組んでいる。 ○農薬散布時の飛散の低減のための飛散防止ノズルを活用している。
	50	環境保全	●農薬は、周辺環境を汚染しない場所で必要な量だけ調製し、使用した計量機器等の洗浄を適正に実施している。	農薬は、ラベルに表示されている単位面積あたりの使用量と、農薬を散布する農地の面積から、必要な量を秤量して散布液を調製します。調製に使用した計量カップなどの計量機器は、農薬の成分が残らないように十分に洗浄し、計量機器は拭取り等を行います。	①農薬は、はかりや計量カップ等を用いて秤量し、必要な量だけ調製している。 ②調製に使用した計量機器等の洗浄を適切に実施している。	○必要量の農薬を調製する。 ○計量機器等のすすぎ水は希釈水として使用する。
	51	環境保全	●栽培暦や土壌診断の結果を基に施肥計画を立て、計画に基づいて肥料の施用量を決めている。	過剰な施肥は、環境への負荷が大きくなります。土壌診断結果やJAの栽培暦等を参考にして肥料の施用量を定めることは環境負荷軽減につながるとともに、農作物への施用効果を高めます。	①土壌診断結果の活用や、JAの栽培暦等を踏まえた施肥設計を作成し、その計画に沿って肥料を施用している。	○JAの栽培暦等で示されている施肥量及び施肥方法を確認する。 ○土壌診断を実施して適正な施肥を行う。また、局所施肥や肥効調節型肥料等によって、減肥を心がける。 ○生育の状況や天候を考慮して施肥量を調整する。 ○施肥用機械や器具の点検・整備を定期的に行い、精度の高い施用ができるようにする。
	52	環境保全	●農薬散布時における周辺作物・周辺住民等への影響を回避する対策を実施している。	農薬散布時に、隣接するほ場の作物に農薬がかかると、生育に悪影響が出たり、残留農薬基準値の超過の原因になる可能性があります。また、周辺の民家等へ農薬が飛散すると住民への健康被害や、建物等が損傷することもあります。	①防除の際は、周辺への影響をできる限り低減する努力をしている。	○病害虫の発生状況を踏まえ、最小限の区域にとどめて農薬を散布する。 ○時間帯や風向きに注意して農薬を散布する。 ○飛散が少ない剤型の農薬及び農薬の飛散を抑制するノズルを使用する。 ○防風ネットを設置する。

新	分類1	分類2		【規範項目】	【説明】	【適合基準】	【取組事例】
	53 環境保全	労働安全		●農場内の整理・整頓・清潔・清掃を実施し、廃棄物の不適切な処理・焼却がないように徹底している。	農場内を整理、整頓し、常に衛生的にしておくことは、農産物の安全性向上に効果があり、労働安全の向上、作業効率の向上にもつながります。農業は、農産物を生産する事業活動であり、そこから排出される廃棄物は事業系一般廃棄物又は産業廃棄物に分類されます。廃棄物の適正な処分は、法令上の義務であって、農業も例外ではありません。	①農場内の整理・整頓・清潔・清掃の実施、農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理・焼却を実施している。	○農場内は定期的に整理・整頓・清潔・清掃を実施している。 ○資格を有する産業廃棄物処理業者に処理を依頼する。 ○廃棄物専用保管場所を設け、廃棄物に明確な印を付ける。
	54 環境保全	労働安全		●原材料・製造工程の把握による肥料等の安全性や成分を確認し、食品安全、環境保全に配慮した肥料等の利用計画を作成している。	肥料等の成分の含有量等が不明のまま使用すると、農産物や環境の汚染、農産物の生育障害につながる可能性があります。	①肥料成分の把握と安全性を確認し、適切な施肥設計を行うための計画を作成している。	○肥料の原料一覧や製造工程を確認する。 ○営農ごみや栽培指針に記載された施肥設計を参考に、施肥計画を立てる。 ○使用する肥料の成分を確認する。
	55 環境保全	食品安全		●農薬使用前は防除器具を点検し、使用後に適切に残液を処理、十分に洗浄し、洗浄排液を処理している。	タンクやホースに農薬が残っていると、次回の防除の際に混入する恐れがあるので、よく洗浄します。また、定期的な点検・整備によって散布ムラや散布機の故障を防止し、適正に農薬を散布できるようにします。残液の不適切な処理は環境汚染や農産物汚染につながる可能性があります。処理にあたっては、関係法令を遵守し、自治体の指示がある場合は、その指示に従いましょう。	①農薬散布機等を使用する際は、使用前後の点検及び使用後の洗浄を適切に行っている。 ②防除器具の使用後は、残液、洗浄排液を適切に処理している。	○農薬散布機の薬液タンク、ホース、噴口、ノズル等農薬の残留の可能性がある箇所に注意して、十分に洗浄する。 ○農薬散布機等は、性能どおりの機能が発揮できるように年1回以上点検・整備を行う。 ○作業前及び作業後の日常点検を習慣づけ、問題が見つかった場合は修理するなどの適切な対応をとる。 ○指定のある定期交換部品は、必ず定期的に交換する。 ○残液が出ないように調製し使い切る。 ○洗浄液は、排水路や河川等への排水を避け適切に処理する。
	56 環境保全	食品安全		●農場から出る廃棄物を把握し、適切に分別・管理して処分している。	廃棄物は、ほ場や農産物の汚染源となるほか、作業上の支障となる可能性もあります。可能な限り屋根のある保管場所を確保し、品目別に分別して保管することで、リサイクルや処分がしやすくなります。	①廃棄物は、品目別に場所を決めて表示し、飛散・流出しないよう保管している。	○廃棄物を処分するまでの間、環境に支障が出ないように保管する。 ○処理を委託する業者や地域の処理方法のルールに従って、取扱品目別に表示・分別・保管する。 ○衛生害虫(ハエ、蚊、ゴキブリ等)の発生源とならないよう適切に管理する。 ○廃棄物の分類について不明な点がある場合は、市町の環境対策担当課や処理を委託する業者等に確認をとる。
	57 食品安全	環境保全	労働安全	●食品安全(農産物への接触防止等)、環境保全(環境への流出防止等)、労働安全(火災防止等)に配慮して燃料類を保管している。	燃料を不適切に保管、管理すると、燃料が漏出することで、農産物の汚染による食品安全上の事故や火災による労働災害、土壌や水質汚染による環境破壊を引き起こす原因となる可能性があります。	①燃料類は消防法等の定めに従い、適切に保管している。	○燃料保管施設の点検により、燃料漏れがないかどうかを確認し、不具合を修理する。 ○防油堤、吸着シートなど、燃料が流出した場合の対策を準備する。 ○消火器など適切な消防設備を用意する。
	58 食品安全	環境保全	労働安全	●器具、容器、設備、機械・装置及び運搬車両を把握し、安全装備等の確認、衛生管理、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を実施している。	農作業に使用する設備、機械・器具類が故障、破損等していると、農作業事故や部品の脱落による異物混入、オイル漏れ等による環境汚染、収穫物の汚染等につながりかねません。	①農作業に使用する設備、機械・器具類は使用前後の点検及び定期的なメンテナンスを実施している。	○機械、装置等の使用前後には必ず点検を行う。 ○機械、装置等の使用後は、適切に洗浄、拭取り等して衛生的に管理する。
	59 食品安全	環境保全	労働安全	●食品安全(容器移し替え禁止、いたずら防止の施錠等)、環境保全(流出防止対策等)、労働安全(毒劇・危険物表示、通気性の確保等)に配慮して農薬の保管、在庫管理を実施している。	農薬は適切に保管、在庫管理することで、農薬に起因する様々な事故のリスクを低減します。	①農薬は、他の容器に移し替えず、施錠可能な保管庫で保管している。 ②農薬は、周囲に流出することがないよう、漏れ防止の対策を実施している。 ③農薬は、毒劇・危険物表示を適正に実施し、立入可能な保管庫では通気性を確保している。	○農薬保管庫は常に施錠を行い、責任者の許可なく農薬を持ち出せないようにする。 ○発火性または引火性を有する農薬については、火気厳禁などの危険物表示を行う。 ○農薬は購入時の容器のまま保管する。

新	分類1	分類2		【規範項目】	【説明】	【適合基準】	【取組事例】
	60 食品安全	環境保全	労働安全	●堆肥製造にあたっては、適切な期間・温度の発酵維持による雑草種子、有害微生物の殺滅対策等を実施し、適正な堆肥を使用している。	家畜ふん堆肥を施用する場合は、病原微生物等による汚染に注意します。切り返しや高温発酵等の工程を経た適切な製造が必要です。また、他者から堆肥を入手する場合は製造方法を確認するよう努めます。	①堆肥は、適切に堆肥化されたものを使用している。	○家畜ふん堆肥を製造する場合は、切り返し等によって全体に空気が入るようにし、十分に発酵させる。 ○堆肥化の際は、発酵熱で病原微生物や雑草種子、寄生虫卵を殺滅する(70℃で数日間発酵させることが望ましい。) ○出来上がった堆肥に、原料である家畜ふんや製造途中の堆肥が触れたり混入したりしないよう区分して管理する。 ○堆肥を購入した場合は、原料・製造方法・分析結果(成分票)等をきちんと確認する。
	61 食品安全	環境保全	労働安全	●食品安全(未熟堆肥との接触による交差汚染防止、農産物への接触防止等)、環境保全(流出防止等)、労働安全(崩落・落下、発熱・発火・爆発防止等)に配慮して肥料等の保管、在庫管理を行っている。	肥料等は適切に保管、在庫管理することで、肥料等に起因する様々な事故のリスクを低減します。	①肥料等は、未熟堆肥や農産物との接触を防止、適切な場所で保管する。 ②堆肥の保管中には、飛散防止の措置を講じている。	○肥料等は、直射日光、雨の当たらない倉庫に保管する。 ○保管場所は定期的に清掃する。 ○肥料等の出入庫に際し、肥料袋に傷みがないか確認する。 ○肥料等を地面に直置きしない。 ○堆肥を保管する場合、床を不透水性材料で作る、漏水しないように溝を設ける、風雨を防ぐ側壁を設ける、シートをかける等の対策を講じる。 ○保管、製造中の堆肥等から汚水が流れないように、流れ出ても農産物や周辺環境を汚染しないように、溝を切る、排水柵を設ける等の対策を実施する。
	62 人権保護			●雇用・労働環境における人権侵害の防止について、管理方法を定めて実施している。	経営資源の中でも最も重要な要素が“人”です。基本的な人権が守られていない農場では、食品安全を脅かす事故や労働災害につながる可能性があります。	①雇用・労働環境における人権侵害の防止について、管理方法を定めて実施している。	○労働条件を提示し、遵守する。 ○多様性を理解し、作業者を差別しない。 ○繁忙期の就業時間や休日、連続勤務等の特別な条件がある場合は、労働者との間でしっかりと話し合い、合意を得る。
	63 人権保護			●技能実習生など、外国人の雇用者に対して、適切な対応を行うための環境整備を実施している。	外国人雇用の際には、適切な在留資格や就労許可を所持しているか、必ず確認する必要があります。 ・農場経営者は、外国人労働者にも日本人労働者に対するものと同等の労務管理が義務付けられていることに留意しましょう。	①技能実習生など、外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境整備等を実施している。	○適切な資格を持った外国人を制度に則って受入れている。 ○受入れ時及び離職時はハローワークへ届出を行っている。 ○住込みで働く作業員がいる場合、快適に住める住居を提供している。
	64 人権保護			●家族経営において、家族間の十分な話し合いに基づいて経営を実施している。	家族経営の農場では、みんなが意欲をもって取り組めるようにするため、家族間で一人一人の役割と責任を明確にし、それぞれの意欲と能力を十分に発揮できる環境を整えることが大切です。	①家族間の十分な話し合いに基づく家族経営を実施している。	○家族で話し合い、役割、報酬等を決めている。
	65 人権保護			●労働条件を遵守し、労使間における労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を定期的に行っている。	労使間でコミュニケーションをとり、不平や不満を把握して、改善する努力をすることで、意図的な食品事故や職場環境の悪化を防ぎます。	①労働条件を遵守し、その記録を残している。 ②労使間で、年1回以上、労働条件、労働環境、労働安全等について意見交換を実施し、その内容を記録している。	○法定三帳簿(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿)を適切に整備する。 ○従業員の労働時間を適切に記録し、労働条件が劣悪にならないよう管理する。 ○従業員と雇用者の両者間で話し合いを行う。 ○話し合いにより従業員の不満を聞き、改善すると共に話し合った内容を記録する。
	66 管理全般	人権保護		●業務が原因で負傷、もしくは疾病にかかった農作業従事者を保護するための各種保険に加入している。	各種保険に加入することは、従業員だけでなく、自分の経営や家庭を守ることもつながります。	①各種保険に加入している。	○法人経営の場合は、従業員が1人でもいる場合、必ず労災保険に加入する。 ○法人経営でなくても、常時雇用している従業員が5人以上の場合は、必ず労災保険に加入する。従業員が5人未満であっても、必要に応じて労災保険に加入する。 ○不明な点があれば、最寄りの労働基準監督署に相談する。

	新	分類1	分類2		【規範項目】	【説明】	【適合基準】	【取組事例】
青果物		67 食品安全			●養液栽培の場合、培養液の汚染防止に必要な対策を実施している。	養液栽培では、培養液が大腸菌等の微生物によって汚染されることがあります。その他の汚染物質混入防止も含め、養液栽培における培養液の管理は、安全生産上重要な事項です。	①培養液は、衛生的に維持・管理し、適切に廃棄している。 ②養液栽培に使用している資材、機器も衛生的な状態を維持している。	○使用する水の水源を確認し、汚染が分かった場合は、水源の切り替え、水質の改善等を図る。 ○衛生的な維持・管理のため、培養液はできる限り頻繁に交換する。また、再利用する場合は、微生物的及び化学的汚染を低減するための措置をとる。 ○廃培養液は、河川等の公共用水域に未処理のまま流出させないように配慮する。廃棄の方法としては、畑作物への散布等、肥料としての利用を検討する。 ○栽培で使用する資材や機器は、定期的に清掃、消毒を行う。
		68 環境保全			●セイウオオマルハナバチを利用している場合は、飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理を実施している。また、その他外来生物を利用する場合についても、適切な飼養管理を実施している。	農業生産で使用する外来生物には、例えば導入天敵やマルハナバチがあります。外部へ逃げ出すと生態系に被害を及ぼす可能性があります。	①農業生産で使用する外来生物が生態系を乱さないような管理をしている。 ②特定外来生物(セイウオオマルハナバチ)を利用する場合は、許可を得た上で、定められた飼養条件を守っている。	○栽培施設の全ての開口部をネットで被覆する。 ○使用後のハチは確実に殺処分する。 ○特定外来生物を利用する場合は、環境省の許可を取得し、定められた飼養管理基準を遵守する。
		69 食品安全			●スプラウト類の農産物取扱工程における衛生管理を実施(管理体制の整備、作業者の健康・衛生管理を含む)している。	スプラウト類の栽培に適した温度・湿度は微生物の増殖にも適しているため、万一、栽培中のスプラウトに病原微生物が付着すると、生産工程中に増えてしまう可能性があります。 スプラウト類は、一般の青果物と生産工程が異なるため、「スプラウト生産における衛生管理指針」や「もやし生産における衛生管理指針」に基づく、衛生管理が必要となります。	①スプラウト類の農産物取扱工程における衛生管理(管理体制の整備、作業者の健康・衛生管理)を実施している。	○作業前に作業者の健康状態(下痢、腹痛、発熱等がないこと)を確認する。 ○手洗い、手指消毒の実施を徹底する。
		70 食品安全			●スプラウト類の培地、栽培容器の安全性の確認と適切な管理を行っている。	スプラウト類の汚染を防ぐためには、スプラウト類の原料種子の消毒だけでなく、栽培に使用する培地、栽培容器などの資材の衛生的な管理が必要です。	①スプラウト類の培地、栽培容器の安全性の確認と適切な管理を行っている。	○培地の原料の安全性(重金属、放射性物質、病原性微生物、溶出物質等)、容器の素材の安全性の確認、受け入れた培地、容器の衛生的な保管(保管場所の清掃、消毒、作業者の手洗い、保管場所への土足立入禁止等)を徹底する。
		71 食品安全			●スプラウト類に使用する水について、水質検査、給水設備の保守管理、異物混入防止対策、微生物汚染防止対策を実施している。	スプラウト類への病原性微生物の付着、残存、増殖を防ぐため、使用する水は飲用に適するレベルであることが必要です。	①スプラウト類に使用する水について、水質検査、給水設備の保守管理、異物混入防止対策、微生物汚染対策を実施している。	○水質検査を実施し、飲用に適するレベルの水であることを確認する。 ○給水設備を定期的に点検・清掃する。
		72 食品安全			●スプラウト類(種子、作物を含む)を扱う場所は他の区域との境界を明確にし、衛生管理を実施している。	スプラウト類は生育期間が短くすぐに出荷するため、一度汚染されると汚染物質が出荷後まで残存する可能性が高いことから、生育の初期の工程(種子の状態)から汚染を防ぐ対策が必要です。	①スプラウト類(種子、作物を含む)を扱う場所は他の区域との境界を明確にし、衛生管理を実施している。	○栽培区域は柵などで区域分けし、他の区域との境界を明確にする。 ○栽培区域への立入は専用の長靴に履き替えるなど、土足での入場を禁止する。
		73 食品安全			●スプラウト類の生産設備について、工程ごとに専用化を実施している。	設備や機械類を様々な工程で兼用すると、付着した微生物が他の工程に広まってしまい、交差汚染が発生します。そこで、工程ごとに設備や機械を専用化して、汚染が広がるのを防ぎましょう。	①スプラウト類の生産設備について、工程ごとに専用化している。	○備品や清掃道具は、誰もが用途、使用場所を間違えないように専用とし、識別、分別して保管する。
		74 食品安全			●スプラウト類の種子の殺菌・衛生管理を実施している。	スプラウト類の種子に病原性微生物が付着していると、生産工程で殺菌等を行うことが困難なため、消費者が食中毒になるリスクが高まります。そのため、播種前に種子を殺菌する必要があります。	①スプラウト類の種子の殺菌・衛生管理を実施している。	○催芽前の種子に殺菌処理を行う。 ○種子が直接壁や床に接触しないよう衛生的に保管する。 ○殺菌後の種子を保管する容器、作業者の手指、靴底を消毒する。
		75 食品安全			●りんごのカビ毒(パツリン)汚染の防止・低減対策を実施している。	りんご果汁は、人に対する毒性の強いカビ毒(パツリン)によって汚染される可能性の高い食品として知られています。カビ毒(パツリン)による汚染のリスクを低減するため、生産から出荷までの各段階で、土壌菌の付着を防ぎます。	①りんごのカビ毒(パツリン)汚染の防止・低減対策を実施している。	○果実に傷がつくと、損傷部からカビ毒(パツリン)が繁殖するので、傷がつかないように丁寧に扱う。 ○果実に土等が付着しないように収穫・運搬する。 ○貯蔵中に菌を増殖させないように、できるだけ低い温度で果実を保管する。

新	分類1	分類2	【規範項目】	【説明】	【適合基準】	【取組事例】
	76 労働安全		●ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届出、取扱作業主任者の設置は適切に行われている。	・ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届出、取扱作業主任者の設置に関しては、法令で義務付けられています。	①小型ボイラーの設置の際、設置の報告を行い、第一種圧力容器は、設置届、落成検査を行っている。 ②第一種圧力容器(小型圧力容器等を除く)の取扱いを行う場合、事業者は有資格者のうちから作業主任者を選任している。	○届出、落成検査を実施する ○作業主任者には、必要な資格を有した人員を配置する。
	77 管理全般		●ボイラー及び圧力容器の定期自主点検の記録を保管している。	・「ボイラー及び圧力容器安全規則」では、ボイラー及び圧力容器の定期自主検査を行い、記録を3年間、保存することが義務付けられています。	①定期的に自主点検を実施し、自主点検記録は3年間保管している。	○農場で使用する予定のボイラーが、規則及び関係法令等により、どのような規制の対象となるか確認し、有資格者を配置、点検の実施を行い、事故が発生しないように管理する。
	78 食品安全		●きのこの類の原木・菌床資材等や種菌の安全性を確認し、適切な管理を実施している。	きのこの栽培に使用する資材が重金属や病原性微生物、化学物質、放射性物質で汚染されていると、きのこの汚染・生育不良につながります。	①きのこの類の原木・菌床資材等や種菌の安全性を確認し、適切な管理を実施している。	○菌床製造用の材料は、採取地、樹種、採取後の処理、組成成分や配合、使用方法等が明らかなものを受け入れる。 ○おが粉・チップ等は、カビ等が生えないように排水を良くし、飛散防止や飛来物による汚染を防止する措置を講じて保管する。 ○種菌を保管する場合は適切な温度、湿度等を維持し、汚染防止策(未開封等)を講じる。 ○栽培に使用する資材は、病原性微生物の汚染や、異物混入を防ぐため、清掃や殺菌消毒をする。 ○栽培用や浸水、浸漬等に使用する容器を農業等の希釈など他の目的に使用しない。
	79 食品安全		●きのこの類の培養施設の温度・湿度等の適切な環境条件の維持及び衛生管理を実施している。	適切な環境条件を維持しなければ、きのこの類の発生・生育が阻害されるばかりでなく、品質低下や食中毒の原因となる毒物を産生する場合があります。	①きのこの類の培養施設の温度・湿度等の適切な環境条件の維持及び衛生管理を実施している。	○栽培施設を定期的に清掃、殺菌処理する。 ○加温、加湿装置を定期的に清掃・洗浄、点検する。 ○栽培施設の温度・湿度をモニタリングし、異常に気付けるよう記録する。 ○冷却施設を定期的に清掃・洗浄し、冷却温度を維持する。 ○接種室・植菌室の無菌状態を維持するため、室内を陽圧とし、定期的にフィルター類を交換する。 ○無菌状態を維持するための装置等を定期的に清掃・洗浄し、点検する。 ○雑菌が繁殖していないか、定期的に点検し、必要であれば速やかに清掃・除去する。
	80 食品安全		●菌床資材及び工程別作業についての記録を残し、保管している。	出荷するまでの品質検査で異常を発見した場合や、出荷したきのこについて顧客からのクレームが発生した場合、使用した資材や作業の内容、栽培環境や条件を確認することにより、問題の発生原因を特定し、再発防止策を講じることができま	①菌床資材及び工程別作業についての記録を残し、保管している。	○各工程において、以下のような作業を記録し、後から確認できるように保存しておく。 ・使用した資材、培地の配合 ・殺菌方法、殺菌温度、時間等の条件 ・冷却時間 ・植菌作業(作業名、種菌のロット番号等) ・培養室、培養温度、湿度等の条件 ・発生室、発生温度、湿度等の条件 ・収穫作業(作業名、収穫場所、収穫量等) ・廃棄処分作業(発生場所、廃棄量、処分方法等) ・包装作業(作業名、包装時間、包装ロット等) ・一時保管(入庫日、保管場所、保管条件、出庫日等) ・出荷作業(出荷先、出荷日、出荷数量、出荷ロット等)
	81 食品安全		●きのこの類の培地調製、種菌接種において、汚染を防ぐための取組を行っている。	きのこの類の培地調製や種菌接種において、培地や容器類が目的の種菌以外の菌に汚染された場合、きのこの発生を阻害・汚染する可能性があります。	①きのこの培地調製、種菌接種において、汚染を防ぐための取組を行っている。	○培地の基材、栄養材、添加物等の安全性を確認する。 ○ミキサーで混合した培地は速やかに詰め込み(充填)する。 ○詰め込み完了後の培地を速やかに滅菌・冷却する。 ○滅菌完了後の培地は、無菌状態を維持して接種室に搬入し、種菌を無菌状態で接種・植菌する。 ○接種完了後の菌床は、所定の環境条件で調節した培養室に搬入し、培養する。 ○培養中の菌床の菌糸のまん延状態、有害菌等の有無を定期的に検査する。 ○有害菌等に汚染されたものは直ちに撤去し、有害菌等が残存しないように滅菌後廃棄する。

	新	分類1	分類2		【規範項目】	【説明】	【適合基準】	【取組事例】
穀物		82	管理全般		●用途限定米穀・食用不適米穀は、適切に保管、販売、処分している。	飼料用米やカビ米等、特別な用途に用いる米や食用不適米については、保管から販売まで、明確に区別できるよう取り扱うことが義務づけられています。	①用途限定米穀・食用不適米穀は、他の米穀とはっきり区分して適切に保管、販売、処分されている。	○繁忙期で倉庫の収容能力が不足する場合等、やむを得ない事情がある場合を除き、一般の米穀と区分して別棟で保管する。 ○包装または容器に、その用途を示す表示を付ける。 ○販売する際は、「飼料用」「バイオエタノール用」等、その用途を納品書に記載し、取引先に伝達する。 ○食用不適米については、食用への転用防止のため、適切な方法で廃棄処分する。
		83	管理全般		●乾燥調製貯蔵施設において、施設の適正な管理・運営を実施し、管理者とオペレーターの責任分担を明確化している。	大規模な乾燥調製・貯蔵施設を設置している場合、その施設管理体制を整備して、事故発生時の対応やオペレーターの資質向上等の責任を負う者を明らかにする必要があります。	①施設の管理運営体制を整備し、施設運営上の責任の所在を明らかにしている。	○施設の管理運営体制を整備し、施設の運営上必要な判断を行う責任者を明確にする。(例:乾燥施設において、翌日の荷受けの可否、荷受量の判断は管理者が行う等) ○施設の管理者は、施設の操作や異常事態に備えた十分な知識や判断力を身に付ける。 ○施設の管理者は、研修の実施等によって、オペレーターの資質向上に努める。
		84	食品安全		●異物や異種穀粒の混入を防止する対策を実施している。	異物混入による汚染や異品種混入を防止するため、収穫や乾燥調製に用いる機械や施設は、使用前に適切に清掃し、内部に残留物のないことを確認します。	①出荷物への異物や異品種の混入を防ぐ対策を取っている。	○収穫や乾燥調製に用いる機械は、使用前に清掃し、できるだけ内部の残留物や汚れを取り除く。 ○出荷・調製作業を行っている期間は、清掃して作業場の清潔を保つ。特にペットを含め鳥獣の作業場への侵入は可能な限り排除する。 ○品種特性の維持のため、毎年種子更新を行う。
		85	食品安全		●生産する農産物のカドミウム濃度が基準値を超える可能性のある地域では、その基準値を遵守できるよう、生産される農産物のカドミウム濃度に応じた低減対策を実施している。また、それ以外の地域においても、食品安全上のリスクをできるだけ減らすための対策を実施している。	カドミウムは、食品を通じて人の体内に徐々に蓄積し、ある量を超えると健康に悪影響を及ぼす可能性がある重金属です。	①食品安全上のリスクをできるだけ減らすための対策を実施している。 ②(汚染の恐れがある地域の場合)農産物に応じた低減対策を実施している。	○ほ場周辺で、有害物質を排出するような事業所がないことを確認する。 ○過去に有害物質の埋設等がないか、農地の来歴を確認する。 ○客土した農地やその周辺では、有害物質による汚染がないことを確認する。 ○有害物質による汚染が判明した場合、土壌の入れ替えや栽培管理による汚染回避技術を導入する。
		86	食品安全		●水田からの農薬流出を防止する対策を実施している。	水田は、河川等へ接続しているため、使用農薬の流出が原因となり、水質異常事故(魚類のへい死等)が発生するおそれがあります。	①水田からの農薬流出を防止する対策を実施している。	○農薬ラベルに記載されている止水に関する注意事項等を遵守する。 ○農薬使用前は、気象予報を確認し、大雨等が予想される場合は散布を控える。 ○畦畔を整備し、漏水を防止する。 ○ほ場の巡回を行い、畦畔の状況を確認、整備する。
		87	環境保全		●麦類のDON・NIV等のカビ毒汚染低減対策を実施している。	麦類の赤かび病菌は「カビ毒(DON:デオキシニバレノール、NIV:ニバレノール)」を作ります。このカビ毒は人体に有害なため、赤かび病の発生を抑える対策が必要です。	①出荷麦から、厚生労働省の定めた暫定基準値を超える「カビ毒(DON・NIV)」が検出されない。	○赤かび病が発生しにくい環境をつくるため、前作の作物残さは、ほ場の外に持ち出すか土中に確実にすき込む。 ○ほ場の巡回等によって生育状況を把握し、赤かび病の適期防除に努める。 ○病害虫防除室の赤かび病発生予測を参考に、県やJAの指導の下、適切な防除を行う。 ○収穫後はできるだけすみやかに乾燥する。 ○出荷の際、赤かび病被害粒が見られた場合、適切に廃棄し、機器等の清掃を徹底する。
		88	環境保全		●水田代かき後等の濁った水が、ほ場外に流れないように対策を実施している。	代かき後の泥で濁った水がほ場の外に流れ出すと、作土層が失われてしまいます。さらに、泥と一緒に流れ出した肥料が原因で藻や水草が大発生するなど、環境破壊を招くおそれもあります。	①水田から濁った水が、ほ場外に流出していない。	○代かきは浅水の状態で行う。 ○しっかりとあぜ塗りをを行うか、あぜシートを活用する。